

重要

※この文書は1年間保管ください。

令和6年3月21日

令和6年度 第3学年保護者様

茨城県立石岡商業高等学校

令和6年度(4月～3月)授業料、空調設備使用料及び学校諸納入金の口座振替について

令和6年度の授業料、空調設備使用料及び学校諸納入金につきましては、入学時にご指定いただいた金融機関口座より下記のとおり口座振替を行います。

口座振替は振替日当日の1回のみとなりますので、必ず前日までに残高をご確認くださいませよう、お願いいたします。

なお、就学支援金を7月以降も受給するための書類を、後日(7月頃)ご提出いただきます。(審査の結果、就学支援金の非受給者となりました場合は、7月分以降の授業料をご負担いただくことになります。)

記

授業料、空調設備使用料及び学校諸納入金振替内訳(令和6年度 第3学年)

振替日	振替額内訳						振替額計	
	法定経費 *茨城県立学校授業料等徴収条例		学校諸納入金				就学支援金の非受給者 (授業料負担有)	就学支援金の受給者 (授業料負担無)
	授業料 就学支援金の受給者は0円となります。	空調設備使用料	PTA	教育助成費	生徒会	学年費		
4月10日(水)	9,900円	250円	3,000円	3,000円	4,300円		20,450円	10,550円
5月10日(金)	9,900円	250円				20,000円	30,150円	20,250円
6月10日(月)	9,900円	250円				25,000円	35,150円	25,250円
7月に就学支援金受給資格の再審査を行います。 再審査の結果、7月分以降の授業料負担の有無が変更となる可能性があります。 再審査の時期が近くなりましたら、あらためて通知いたします。								
7月10日(水)							0円	0円
8月13日(火)							0円	0円
9月10日(火)							0円	0円
10月10日(木)	39,600円 ※7～10月分	1,000円 ※7～10月分					40,600円	1,000円
11月11日(月)	9,900円	250円					10,150円	250円
12月10日(火)	9,900円	250円					10,150円	250円
1月10日(金)	9,900円	250円					10,150円	250円
2月10日(月)	19,800円 ※2、3月分	500円 ※2、3月分					20,300円	500円
	118,800円	3,000円	3,000円	3,000円	4,300円	45,000円	177,100円	58,300円

「就学支援金」を受給されない方

- (1)7・8・9・10月分の授業料および空調設備使用料は、10月に一括徴収となります。
- (2)2・3月分の授業料および空調設備使用料は、2月に一括徴収となります。

【授業料、空調設備使用料等の免除について】

生活保護法の規定による保護を受けるに至ったとき、災害・傷病・失業・生業不振その他の理由により著しく生活困難となったと認められるとき、その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるときは、県の規定により授業料、空調設備使用料の免除が受けられる制度がありますので、希望される方は以下までご相談ください。